

平成23年6月 定例議会一般質問

議長から許可を頂いて居りますので、通告に従い一般質問を行います。
質問概要は、志摩市の地域防災計画の中のひとつ、地震津波避難対策について伺います。

質問の前に、3月11日に発生した東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げると共に、被災された方々、並びにそのご家族の方々に心からお見舞い申し上げます。そして一日も早い復興を心より祈念いたします。

国内観測史上最大のマグニチュード(M)9.0を記録した東日本大震災から、まもなく3ヶ月が経とうとしておりますが、収束の明かりが仲々見えない、福島第一原発の放射能放出事故の危機的な状況は別として、被災地は復興に立ち向かい動き始めております。

今朝の朝刊での、大震災被害状況は、死者：1万5千3百6拾5名、行方不明：8千2百6名、避難者：9万8千5百5名と甚大な被害であります。

今回の大震災、大災害は決して他人事ではありません。私たちの伊勢志摩地方では、87%の確立で30年以内の近い将来に東海地震が発生すると云われております。この東海地震は、過去に単独で発生した記録は無く、おそらく東南海地震や南海地震が連動して発生すると予測されております。

そして同時発生したときには、東日本大震災のマグニチュード(M)9.0級の規模になると想定されるようであります。

リアス式海岸線の集落・町が多い私たちの志摩市は、三陸地方よりもプレートと「南海トラフ」の関係で震源域が近いと云われており、地震発生後の津波の到着時間も今回の震災よりも速く、東北地方以上の被害状況になると考えられます。

大口市長は、就任直後の市政運営の基本方針の中で、重点施策として「質の高い防災の実現」を掲げておりますし、そして、その後の21・22・23年度毎の施政方針の中でも「災害に強い街づくり」「消防力の強化」「防災意識の向上を図る」など、防災については重点施策として大きく掲げております。

志摩市の最上位計画であり行政運営の経営戦略書と位置付けられている「志摩市総合計画」、そして、この総合計画と連動している「志摩市地域防災計画」に於いても、「市の各地域の財産」と「市民の生命身体・財産」を地震災害から保護することを目標にしながら、本年3月に両計画書は既に策定され完成しております。

しかし、「生活・安全の志」「防災」のための志摩市総合計画、志摩市地域防災計画の両計画は東日本大震災の以前に検討され取りまとめられたものであり、今回の震災後には状況が大きく異なって居ります、内容の見直しが絶対に必要であります。

特に、志摩市地域防災計画は毎年検討が加えられて、年々、内容も充実されて来ておりますが、現計画は東日本大震災のような地震想定規模にはなって居りません。現実問題として、今回の東日本大震災では、自然の力に対しては、現在の建築技術等はまったく無力で、どうにもならないし「ともかく逃

げるしか手だてが無い」と思い知らされました、今迄以上に防災意識と「まず逃げる」事を徹底して市民の皆さんに啓発すべきと再認識させられました。

こうした今回の大震災で得た教訓・学習できた点を取り入れて計画の検討見直しを行うべきであります。

地域防災計画の修正には手続き・規定等がありますが、法に縛られず、即刻行う必要があると考えます。そこで、伺います。

一問目として、

今までの計画の検討見直しを即刻に行うべきです。

市長の想い・見解を伺います。

二問目として、

本年3月に策定された「志摩市地域防災計画」を見てみますと、

災害に対しての「予防計画」「防災対策」「災害対策」「復旧計画」の4章で構成されており、更に具体策があり中身は幅広く、多岐に亘り、かなりのボリュームに成ります。

一般質問の短い時間ですので、「生命・身体を保護する」「命を守る」と云う観点から、津波避難対策に的を絞って伺います。

地震発生の時、「生き延びる」「逃げる」「被害の低減」のための初動・初期手段に役立つことに成ると云われる、

「津波ハザードマップ」・「逃げる為の高台の確保」について、検討見直しに対する方向性を伺います。

以上を壇上からの質問と致します。

答弁をいただき、再質問と「避難経路、避難場所、避難所、要援護者の優先避難、子ども達の避難教育等」の質問は、自席にて行います。

答弁：市長

「志摩市地域防災計画」については、22年度に見直しを行いました。国・県の改革に伴う修正、防災ビジョンの整理見直し、対策本部の見直し、予報・警報の基準変更が主な内容であります。現在の被害想定は平成17年3月策定の「三重県地域防災計画被害想定調査報告」に基づいて居ります。

「東日本大震災」を受けて、国の中央防災会議は東海・東南海・南海地震が三連動で発生した場合の被害想定調査を23～24年度にかけて実施し、県はこの結果を基本にして24年度に被害想定調査報告書を発行する予定です。

* 「ハザードマップ」の検討見直しについては、三重県の被害想定データに基づいて「マップ」を作成している関係から、今回の大震災をうけて、国・県が行う、新しい被害想定調査結果が出た時点で「マップ」の見直し・検討を行います。

(県は作業のスピードアップを図るために、独自の津波浸水予測調査を本年の6～9月にかけて実施の予定です)

* 「逃げる高台の確保」に対する検討見直しについては、市指定避難所、自治会指定の一時避難場所の表示は「ハザードマップ」で表現されていますが、海拔表示に不備なところもあり、新たに避難所、

避難経路等の海拔調査を実施することになっている。結果を踏まえ各自治会に情報を提供して「逃げる高台の確保」の再検討を実施したい。

再質問

- * 答弁を頂きましたが、基本的には、午前中の同僚議員と同様、似た内容であったと理解いたします。「国の中央防災会議、県独自の津波浸水予測調査の結果が出た時点で、見直しを検討する」、との答弁です。
- * 国・県の指針が明確でない時期ですから致し方ないと考えます。しかし、「防災計画検討見直しに対する方向性」を尋ねましたので、東日本大震災の被害状況を考えれば、防災ビジョンの中で「耐震対策」に劣らないボリュームで「地震津波避難対策」を大きく取り上げるべきと考えます。市長の見解を伺います。

答弁：市長

指摘の通りであり、今回の大震災の被害要因は、津波によるところが大きく、計画見直しに対しては「地震津波避難対策」ウエイトを置いて取組んでいきます。

再質問

広報「しま」6月号での被災地報告の中でも、「津波からいかに志摩市民を守るか？」を主眼にして視察を行った様であります、しっかりと反映させてください。

次に、防災ハザードマップについて、若干伺います。

- ① ハザードマップの完成イメージは、現在の形、フオームに成るのか？伺います。
- ② 現在のハザードマップは、各町単位で作成されているが、地域住民・自治会等とのワークショップは充分行われたのか？

答弁：(担当部長)

- ① マップに対する意見も各所から頂いており、反映すべく検討中です。イメージについては未決定です。
- ② マップ作成にあたり、全てではないが、一時避難場所の決定については、自治会と協議して作成しました。今後の作成には、地域・地区自治会の皆さんとのワークショップをしっかりと行い、地域の考えを反映したマップにしたい。

再質問

- ・ 要改善部分が沢山あります、現在「ハザードマップ」はできればは「判りにくい」と思う。

- ・ 避難経路の詳細明記、防災のための関係資料は出来るだけ記載すべきです。
- ・ 地域住民・自治会等と行政とが連携してワークショップを行い、協働のうえ「津波ハザードマップ」の作成を行い、現地の事情に合った内容にすべきです。この作業を行えば、おのずから地域住民・市民への防災意識の向上、啓発に結びつく事になります。実践に即したマップ作りを行うべきであります。

次に、伺います

- ③ 各町の地区、自治会単位で「避難経路のルート確認」はしっかりと確立されているか？
- ④ 避難場所（一次避難場所、市指定避難所）の
 - ・ 市民への周知徹底はされているか？
 - ・ 海拔高さの検証はされているか？

答弁：（担当部長）

災害発生時の避難の流れは、まず自分の身を守るために自治会指定の一時避難場所に避難して、安全を確認した後に、市の指定避難所に集結していただくという運びになって居ります。避難ルートは確立していると認識しています。

「ハザードマップ」の全所帯への配布、HPでの閲覧も可能であり、市民の皆様への周知は出来ていると認識しております。

海拔検証調査は不十分なところもあり、今回の大震災をうけて、しっかり

再質問

これらの事に付いても、タウン・ウォッチング等の手法を使い、しっかりとワークショップを行い、自主防災意識の啓発を高めるべきです。

次に伺います。

- ⑤ 幼稚園、小中学校施設、保育所、介護サービス提供施設について、津波発生時に「要避難か否か」の「仕分け確認」は出来ているか？

答弁（担当部長）

- ◎ 幼稚園、小中学校共、市の条例・管理に関する規則の中で、防災計画を作成して、訓練を義務付けされており、防災教育・避難訓練を実施しております。

幼稚園は年3～8回、小中学校では1～3回、地震・火災・津波を想定した避難訓練並びに保護者への引渡し訓練などを実施。

的確な被害予測が不可能な現実があり、「要避難か否か」の判断公表は、安全であると断定することになり適切ではないと考えます。

地震が発生した場合は、園長・学校長の判断責任に於いて、素早く子供達の身を守り、高台に避難させるように再確認を行ってまいりたい。

- ◎ 保育所消防計画に基づき、児童と職員の避難訓練は、火災・津波・不審者など様々な災害を想定して、毎月実施しております。又、津波避難訓練

については、年間 6～10 回程度実施し、保護者への園児引渡し訓練なども定期的に行っております。今回の大震災をうけて、現在のままでよいか？避難場所・避難経路の見直し検討を行います。

再質問

- * 避難所である浜島中学校、福祉避難所である社協の「さくら苑」などは要検討施設です。同様の施設を十分に検証してください。
 - * 小中学校・幼稚園・保育所・介護施設の「要避難施設」については、しっかりと確認してください。石巻市の大川小学校のごとくならない様に、防災実施計画・避難訓練等の指導実施が必要であります。
 - * 自治体としては、「地域の財産並び市民の生命身体・財産を災害から保護する、守らねばならない」とされており、想定外であったとしても、被災すれば、自治体として結果責任が問われる事になります。次に伺います。
- ⑥ 現在、津波避難施設（タワー）は市内に 5 ケ所あるだけです、高台確保の観点からは少ないと存じます。 予算の事はあるが、長期展望で建設設置を考えるべきです。
- ◎志摩市の全地域地区で、高台の確保について、地域単位で「要否の検証」判断は出来ているのか？
 - ◎浜島支所の耐震化補強計画のその後について経過を伺います。

答弁（担当部長）

- ◎ 高台の確保・避難施設、避難タワーを含め安全取組充実のために、一時避難場所・市指定避難所・高台など海拔調査を早急を実施して、要否検討したい。
- ◎ 支所の跡地利活用は「跡地、施設等の利活用検討プロジェクトチーム会議」が中心となって検討を重ねており、利活用について移転も含めて早急に判断をして行きます。

工程的には、

- 1) 支所の耐震性については、耐震基準を満たしていないので補強工事が必要である結論が出ています。補強工事概算工事予算は約一億三千万以上となります。
- 2) 更には、エレベーター・キューピクル・空調設備等の改修費用が追加されることになるかと考えます。
- 3) 躯体そのものの劣化診断調査を行い早急に判断したい。

評論

- * 避難に時間の掛かる地域地区には、1 ケ所でも多く高台の確保・避難タワー設置が必要です。
- * 浜島支所は、浜島町民の象徴的な建物であり取り壊すには心が痛む、耐震補強工事を行い、津波災害の時には、避難タワーとして津波避難

対策に役に立つようして貰いたいとの要望もありますが、一方では、将来の事を思えば、高台へ支所機能を移転すべしと、賛否両論です。耐震診断、劣化診断調査、費用対効果など、色々な角度から検討されるとは思いますが「利活用検討プロジェクトチーム会議」の早期結論を要望いたします。

- * 有利な合併特例債の財源を活用して、強固な耐震補強工事を行い機能の充実も図り、避難タワーも兼ねた支所にすべきと思います。

まとめ

阪神大震災のときは、住宅の耐震強度のことで学習しましたが、今回の東日本大震災では、津波避難対策を最重点に取組まねばならない事を思い知らされました。

災害に対する、国、県、市町村の責務は、災害対策基本法の第3条、4条、5条の中で「地域及び住民の生命、身体・財産を災害から保護する」と明確に謳われております。この基本法に従い、策定されている志摩市地域防災計画も、今回は大幅な見直しがされることに成ると考えます。

想定外の地震、津波の前には、まったく無力であります。

想定外の津波への対処は、「ともかく、まず逃げる」しか手立てがなく、市民の皆さんにこの事を啓発、徹底しなければなりません。

東日本大震災の被害状況を見るにつけ、行政も、警察も、防災関係機関も誰も助けてくれません、助けることが出来ないのです。「自分の命を守るのは、自分しかいない、と云う原点に立ち返って行動すべき」であります。

「ともかく、まず逃げる」と云う言葉で締めて、一般質問を終わります。

以 上